

松監事第15号  
令和4年8月17日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一  
同 竹 本 祐 子  
同 上 條 俊 道

### 令和3年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

#### 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

令和4年6月1日から令和4年8月16日まで

#### 3 審査の方法

- (1) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

#### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和3年度	令和2年度	(参考)早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	3.5	3.7	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

#### 5 附帯意見

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、前年度と同様黒字となっており、該当なしとなっています。

実質公債費比率については、指標となる3カ年平均で0.2ポイント低下しました。

将来負担比率については、将来の負担額よりも地方交付税で措置される見込み額や基金の現在高を合わせた額の方が多いことから、昨年度に引き続き該当なしとなっています。

以上のとおり健全化判断比率を構成する4つの項目は、いずれも良好な状態です。

令和3年度は、中核市移行に伴い市の業務が拡大し、より専門性の高さを求められるようになりました。新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、松本市が健全な財政状況を維持していることを評価します。中核市として引き続き、健全財政を堅持しながら、地域の特性や課題に応じた施策の推進に努めてください。